平成２７年（フ）第６４４号
埼玉県上尾市錦町15番地24
破産者　有限会社Ａｓｐｉｒｉｎｇ　ＷｏｒｋｅｒＳ
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８５１号
千葉県市川市曽谷２丁目32番14号
破産者　鳥光　　誠
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８３号
千葉市若葉区みつわ台１丁目27番１号　エコガーデンＡ－204号、開始決定時の住所千葉市稲毛区作草部１丁目25番１－209号
破産者　田島　純子
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９９号
千葉県市原市平田729番地１　森ハイツ２－Ａ号室
破産者　佐藤　幸一
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０３号
千葉県習志野市東習志野１丁目４番25―201号
破産者　加賀　勇次
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
千葉県白井市根1780番地の51
破産者　中山　幸弘
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７２４号
横浜市都筑区荏田南５丁目１番18号　プラザ志村302号
破産者　株式会社アネックス
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
長野県小諸市大字市790番地７
破産者　株式会社サンフィールド
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４３号
長野県小諸市甲1462番地５
破産者　有限会社黒沢酒店
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３５１号
名古屋市西区名駅２丁目34番17号
破産者　有限会社ミッド・ジャパン
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９８号
名古屋市千種区内山３丁目９番８号
破産者　株式会社マリアビューティースペース
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３３２号
愛知県瀬戸市菱野台２丁目３番地
破産者　有限会社ナリタ
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４４号
神戸市中央区旗塚通１－１－18
破産者　ルフォーンプランニング株式会社
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０号
兵庫県明石市東仲ノ町１番２号
破産者　株式会社能村珈琲店
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
兵庫県姫路市大津区天満376番地３
破産者　株式会社Ｈ．Ｒコンサルタント
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３４号
兵庫県加古川市加古川町北在家2108番地、従前の本店所在地兵庫県明石市大久保町駅前２丁目２番地の20サイガビル２Ｆ
破産者　株式会社ワーク
１　決定年月日　平成28年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１６５号
青森県むつ市大字奥内字金谷沢１番地330
破産者　カルデラフーズ有限会社
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
青森県青森市南佃２丁目２番24号、商業登記簿上の本店所在地青森市松森２丁目12番８号
破産者　有限会社ファミリーオート
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９１号
東京都町田市本町田2523番地７公社住宅ハ25―303
破産者　片上　千春
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８５４号
東京都八王子市大谷町70番地市営住宅大谷団地11―302
破産者　後藤　健次
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３９号
岐阜県大垣市楽田町２丁目1727番地の６
破産者　中部興産株式会社
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係